

(開会)

課長： それでは、全員おそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。

本日は皆様お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。都市計画課長の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本年度第2回目の小平市都市計画審議会の開会に先立ちまして、新たに任命された方が1名いらっしゃいますので、ご紹介をさせていただきます。なお、ご紹介の後、一言ご挨拶をお願いいたします。

それでは、新たにご就任されました委員をご紹介いたします。

国土交通大学校長の〇〇委員がご退任されまして、後任に〇〇校長が新たに就任されました。一言ご挨拶をお願いいたします。

委員： 今年の1月1日付で国土交通大学校校長に就任しました〇〇でございます。どうぞよろしく願いいたします。

課長： ありがとうございます。

本日の審議会でございますが、諮問案件が3件、報告案件が2件ございます。

それでは、これより〇〇会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(開会の辞)

会長： どうも、皆様方、改めましてこんにちは。お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは座って恐縮でございますが、議事に移らせていただきますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席委員数は11名でございます。定足数に達しておりますので、これより、平成28年度第2回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。

議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に〇〇委員、〇〇委員を指名いたしますので、よろしく願いをいたします。

(傍聴許可)

会長： 次に傍聴人でございますが、本審議会の傍聴申し込みが5名ございます。全員を傍聴人と決定いたしましたので報告いたします。ただいまから入室を許可いたします。よろしく願いします。

(市長挨拶)

会長： それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

市長： 皆さん、こんにちは。大変忙しい中、お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。また、平素から小平市政に対しましてご支援とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、ご審議をいただきますのは、「小平市都市計画マスタープラン改定について」、「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線の変更」、及び「小平都市計画ごみ処理場の決定」でございます。

また、報告事項といたしまして、「小川駅西口地区第一種市街地再開発事業の進捗について」、及び「小川四番土地地区画整理事業について」のご報告をいたします。

都市計画をはじめ、市政運営に当たりましては、引き続き、委員の皆様方のご指導、ご支援をいただきながら、本年度末に改定を予定いたしております、小平市都市計画マスタープランに掲げる、まちの将来像の実現に向けて、鋭意努力を続けてまいり所存でございます。

何とぞ、よろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

会長： ありがとうございます。ここで大変恐縮でございますが、市長は所用がございますので、退席をいたします。ご理解のほどをお願いいたします。

(市長退席)

会長： それでは、これより審議に入ります。諮問案件が3件ございます。担当課より提案説明の後、質問の時間をとりたいと思います。

それでは、最初に28諮問第2号「小平市都市計画マスタープラン改定について」の提案説明を事務局よりお願いをいたします。

担当課長。

課長： それでは、28諮問第2号「小平市都市計画マスタープラン改定について」、ご説明させていただきます。

はじめに資料の確認をさせていただきます。

事前に配布させていただきました、資料1-①「小平市都市計画マスタープラン(案)について」、資料1-②「小平市都市計画マスタープラン(案)」、資料1-③「小平市都市計画マスタープラン(案)【概要】」、資料1-④「小平市都市計画マスタープラン改定(素案)に対する市民意見公募手続(パブリックコメント)の実施結果」でございます。皆様、不足はないでしょうか。

それでは説明に入らせていただきます。資料1-①をご覧ください。

「1 改定の背景と目的」でございますが、小平市都市計画マスタープランは、上位計画でございます「小平市第三次長期総合計画」

との整合を図るため、平成19年3月に改定され、当面の目標年次を平成28年度までとじていました。

この間、少子化・超高齢社会の進展、市内外の都市基盤の整備、国・東京都や市の計画策定や見直し、地域主権改革による権限移譲等のさまざまな変化があり、また、「小平市民等提案型まちづくり条例」の施行により、市民主体のまちづくりを進める仕組みも整いました。このことから、市を取り巻く社会経済状況の変化やまちづくりにかかわる事業の進捗に対応し、関係法令・計画等との整合を図るため、平成26年度から約3カ年をかけて、本計画の見直しを行いました。

「2 改定の主な取組」でございますが、「(1) 計画策定の体制」といたしましては、市民公募委員を含めました、小平市都市計画マスタープラン見直し検討委員会を12回、市議会議員によります、小平市都市計画マスタープラン全体構想特別委員会を8回、庁内の関係課長で構成いたします、小平市都市計画マスタープラン関係課連絡会を10回開催しております。

「(2) 市民参加の主な取組」といたしましては、市民アンケート調査を平成26年度・平成27年度に実施、ワークショップ、まちづくりカフェを全12回、参加者延べ約220名、オープンハウス形式の説明会、まちづくりサロン、こちらを計14回、延べ約350名、そのほか、中間まとめに対する意見募集を行ってまいりました。

続きまして、「3 市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施について」でございますが、資料1-④をご覧ください。

昨年12月8日の小平市都市計画審議会におきまして、素案検討用資料をお示しいたしましたが、素案といたしまして、パブリックコメントを実施したものでございます。実施期間でございますが、昨年の12月15日木曜日から本年1月13日金曜日まで行いました。応募者数でございますが、52名でございました。

意見等の内容別件数でございますが、総件数は152件でございました。内訳でございますが、本計画は5部構成となっております。第1部「はじめに」におきまして、計8件、第2部「まちづくりを取り巻く状況と見直しの視点」におきまして、計10件、第3部「全体構想と実現に向けた取組」におきまして計61件、第4部「地域別構想」におきまして35件、第5部「都市計画マスタープランの推進」におきまして15件、「その他」といたしまして、23件でございました。

意見に対する対応状況でございますが、「反映する」が10件、「反

映しない」が15件、「反映済み」が41件、「参考意見」が86件でございました。「反映する」の10件につきまして、抽出いたしまして、前半に記載し、各項目の下段に新旧対照表を記述しております。

以上がパブリックコメントの実施結果でございます。

続きまして、「小平市都市計画マスタープラン（案）」につきまして、ご説明いたします。

資料1-③「小平市都市計画マスタープラン（案）【概要】」をご覧ください。

本計画は85ページにわたりますので、本資料を使いまして、概要をご説明いたします。

まず2ページ、第1部「はじめに」といたしまして、本編では1ページから8ページでございます。

「計画の位置づけ」でございますが、都市計画法第18条の2で規定いたします、「市町村の都市計画に関する基本の方針」として位置づけられており、「小平市長期総合計画」及び東京都の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められるものでございます。

「役割」でございますが、将来都市像やまちの課題、都市計画に関する方針などをお示しし、市民や事業者と市などが共有していきます。土地利用の規制・誘導や都市基盤の整備、市街地開発事業などの基本的な指針となります。福祉、防災、産業など、まちづくりに関するさまざまな分野についても、相互整合を図ります。市民・事業者・市が相互に連携し、参加と協働のまちづくりを進めるための指針となります。

「目標年次」でございますが、平成29年度から平成38年度まででございます。

続きまして、第2部「まちづくりを取り巻く状況と見直しの視点」でございますが、本編では9ページから22ページでございます。

「マスタープランの見直しの視点」といたしましては、「①少子化・超高齢社会、人口減少に対応したまちづくり」、「②安全・安心なまちづくり」、「③水と緑のあるまちづくり」、「④鉄道駅周辺の拠点性を高めるまちづくり」、「⑤参加と協働のまちづくり」、「⑥関連法令、上位、関連計画等との整合」としております。

続きまして3ページ、第2部を受けまして、第3部「全体構想と実現に向けた取組」本編では23ページから54ページとなります。

そのうち、24ページから30ページの「全体構想」につきましては、議決案件となっております。

「まちの将来像」を「みどりつながる快適生活都市こだいら」としております。将来像を補完するものとして「誰もが快適さを感じられるまち」、「小平らしさが受け継がれるまち」、「人と人がつながるいきいきとしたまち」としております。

「将来の都市構造」につきましては、市の特徴である、多くの鉄道駅やみどり等の拠点と、これらの交流を支えるネットワークの強化を図ることで、これまでの「鉄道駅を中心とした利便性の高い生活圏の形成をめざす」という基本的な考え方は踏襲しつつ、市内外の拠点が役割や機能を互いに分担・連携し、市全体としての都市機能の向上をめざし、持続可能な都市形成を図ってまいります。

4ページにまいりまして、「まちの将来像」を実現するため、五つの「まちづくりの目標」を掲げ、その目標に基づく戦略を定めております。

まちづくりの目標1「顔をもったまちをつくる」、戦略1「鉄道駅中心拠点の形成」として、鉄道駅中心拠点ごとの特性を踏まえた都市機能の充実・強化を図り、市内のそれぞれの拠点、並びに市外の拠点が互いに役割分担、機能連携をしつつ、交通ネットワークや鉄道駅のターミナル機能の充実・強化によって互いの連携を図ることで、全体として利便性の高いまちの形成を図ります。

戦略2「鉄道駅中心拠点を結ぶ道路・交通ネットワークの充実」として、拠点ごとの特性に応じた買い物、医療、福祉などの必要な都市機能の役割分担・連携を進めるため、交通結節点としての駅前広場がある鉄道駅を中心に、その他の鉄道駅中心拠点とをつなぐ道路・公共交通ネットワークの充実を図ります。

まちづくりの目標2「みどりを感じられるまちをつくる」、戦略1「農や歴史を感じることができる公園などの整備」として、身近に感じる小平らしいみどりを維持・創出するため、郷土風景としての農地や小平の歴史に触れることのできる公園などの空間整備を進めます。

戦略2「身近なみどりの空間をつなぐ水と緑のネットワークの充実」として、小平グリーンロードを骨格とする、公園や緑地などの身近なみどりの空間をつなぐ水と緑のネットワークを意識したまちづくりを進めます。

まちづくりの目標3「にぎわいを育むまちをつくる」、戦略1「鉄道駅中心拠点の形成にあわせた商業・業務機能などの誘導」として鉄道駅中心拠点の拠点性を高めるまちの変化にあわせて、周辺地域と一体となったまちづくりを進める中で商業・業務機能の誘導を進めます。

戦略2「人のつながりや交流を育む場の整備」として、市民が住んでいるまちに愛着や誇りをもち、また市外の人が訪れたい気持ちになる魅力あるまちづくりを進めます。

まちづくりの目標4「ひとにやさしいまちをつくる」、戦略1「災害に強いまちづくりに向けた基盤整備」として、地震や火事などの災害に強い都市の実現に向けて、避難路や避難場所の確保、火事の延焼防止など、安全な暮らしを踏まえたまちづくりを進めます。

戦略2「低炭素まちづくりの実現に向けた検討」として、日常生活に便利なまちを形成することで、高齢者、子育て世代を含めて誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりを実現する中で、同時に環境負荷が軽減された暮らしができるまちづくりを進めます。

戦略3「健康まちづくりの推進」として、子どもから高齢者まで全ての人が、生活の質の向上と健康が実感できるまちの形成を図りつつ、高齢化の進展を踏まえたまちづくりを進めます。

まちづくりの目標5「市民のちからを活かせるまちをつくる」、戦略1「まちづくりに関する学びや気づきを得る機会の提供」として、市民の主体的なまちづくりの重要性を認識してもらい、まちづくり活動を後押しするための情報提供や身近なまちを意識する機会となる取り組みを進めます。

戦略2「小平市民等提案型まちづくり条例の活用促進」として、住民の合意形成を図りながら、個性や魅力ある住みよい住環境の形成に資する地区計画制度や建築協定など、市民生活に身近な地区において、市民が主体となったまちづくりルールの取り組みを支援します。としています。

続きまして、5ページ、「まちづくりの方針〈部門別〉」ですが、五つの部門で方針を掲げております。

「土地利用の方針」では、住宅地、商業地、工業地、幹線道路沿道、農地・生産緑地、市が管理する土地などの方針を掲げております。

「道路・公共交通ネットワーク等の方針」では、道路ネットワークの形成、公共交通ネットワークの形成、次世代につながる移動しやすい社会基盤の形成としております。

6ページにまいりまして、「安全・安心なまちづくりの方針」では、災害に強い市街地・都市基盤等の形成として、安全な避難路の確保、建築物の不燃化の促進などを挙げ、日常の暮らしにおける安全・安心の確保では、空き家等の活用や必要な措置の検討、地域主体の防災まちづくりなどを挙げております。

「水と緑のまちづくりの方針」では、水と緑の保全と活用、みど

りの創出として、都市計画公園・緑地の整備及び維持・管理など、緑に対する意識の醸成を挙げております。

「良好な住まいづくりの方針」では、良好な環境づくり、誰もがいきいきと住み続けることができる住環境づくりを挙げております。

7ページに参りまして、第4部「地域別構想」本編では、55ページから80ページでございます。

地域区分の考え方でございますが、現在の都市計画マスタープランでは7地域でございましたが、本マスタープランでは、西・中央・東の三つの地域とし、今後市街地再開発事業などの具体的な事業等が計画されている鉄道駅周辺といたしまして、「鉄道駅周辺地区」（小川駅、小平駅、花小金井駅周辺）のまちづくりの方針を示しております。

続きまして、「地域ごとのまちづくりの方針」として、「西地域のまちづくりの方針〈小川駅周辺、鷹の台駅周辺、東大和市駅周辺〉」では、「①みどりを活かした生活空間の形成」、「②民間活力を活かした新たな拠点づくり」、「③良好な道路ネットワークの形成と沿道のまちづくり」、「④学生・商店主と連携したまちの活性化（鷹の台駅周辺）」、「⑤将来にわたって快適で衛生的な生活に向けたごみ処理施設の更新」、「⑥防災性向上に向けた地区まちづくり」、「⑦住民参加による地区まちづくり」でございます。

また、鉄道駅周辺地区のまちづくりの方針では、「小川駅周辺地区のまちづくりの方針」として、小川駅前周辺地区まちづくりビジョンを基本に、みどりあふれる良好な住環境に配慮しつつ、商業、業務機能の充実を図るため、高層タワーを地区のシンボルとして、民間活力を導入した一体的な整備を推進していきます。

安全で安心な歩行空間を確保し、緑地や空地などの空間整備、周辺地域の不燃化促進などにより、防災面に配慮したまちを形成します。

増加する交通量にふさわしい道路の確保と二中通りや中宿通りへの通過交通の減少に向けて、小平大和線の整備を推進します。駅、東西の交流が促進できるように、東西自由通路の整備を検討していきます。

次ページ、最終ページになります。

「中央地域のまちづくりの方針〈小平駅周辺、青梅街道駅周辺、新小平駅周辺、一橋学園駅周辺〉」では「①シビックゾーンを有する地域としての拠点性の向上」、「②良好な緑の空間の保全・活用」、「③民間活力を活かした新たな拠点づくり」、「④ひとが中心の魅力

的な都市軸の形成」、「⑤商店街を中心としたまちの活性化」、「⑥老朽化したまちの再生」でございます。

鉄道駅周辺地区のまちづくりの方針では、「小平駅周辺地区のまちづくりの方針」として、小平駅北口の再開発を中心に、地域活性化や交通利便性の向上に向けて、駅前の高度利用により住宅の共同化やオープンスペースの創出など、土地の有効利用を進め、市街地再開発事業による一体的なまちづくりを推進します。

駅に集う人々のにぎわいを醸成する、駅前広場の整備を図ります。

都立小平霊園など、周辺のみどりと調和した魅力的なまちづくりを推進します。小平駅久留米線の整備による円滑な道路ネットワークを確保をします。「開かずの踏切」の課題解消を進め、歩行者や自転車利用者の安全性の向上を図ります。

次に、「東地域のまちづくりの方針<花小金井駅周辺>」では、「①にぎわい拠点としての充実・強化」、「②質の高い幹線道路整備と適切な沿道まちづくり」、「③駅周辺の一体的なまちづくり」、「④大規模敷地の配慮ある土地利用の促進」、「⑤良好なみどりの空間の創出」でございます。

鉄道駅周辺地区のまちづくりの方針では、「花小金井駅周辺地区のまちづくりの方針」として、新五日市街道線の整備・促進、鉄道立体化の実現、駅南口の土地の有効利用等による南北の一体的なまちづくりを推進します。

幹線道路の整備や鉄道立体化による花小金井駅を中心とした広域な道路ネットワークを形成します。公共交通ネットワークの充実強化により、小平グリーンロード、都立小金井公園、担当遺跡などを結ぶことによる利便性の向上や、交流促進を進めます。鉄道立体化による病院への交通遮断の解消などの災害に強いまちづくりを推進します、としています。

最後に、第5部「都市計画マスタープランの推進」、本編では81ページから85ページでございまして、「(1) 市民主体の地区のまちづくりの進め方」、「(2) まちづくりの推進に向けた市の取組」を記載しております。

以上が小平市都市マスタープラン改定(案)の概要でございます。長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

会 長 : ご苦勞さまでございました。
提案説明が終了いたしました。
それでは、これより質疑に入ります。
〇〇委員。

委員： 質問なんですけれども、今回の見直しというのは前回に比べて、私はとても市民参加とか、市民参画が進んだ中で決められていったと受けとめています。

先ほど説明にもありましたが、初めてですよ、まちづくりカフェとか、今カフェというのが流行っているんですけれどね。そういうのもやっていただいたということで。

パブコメの結果は表として出ていたんですけれども、例えばこういうまちづくりカフェとかオープンハウスで、いろんな意見とか出たと思うんですけれども、どの程度この中に活かされているのかなというのが一つ聞きたいところです。それがまず1点です。

それから、もう一つ、本編の81ページに「提案型まちづくり条例」のことが書いてあるんですが、この条例ができたときに本当にいい条例ができたなと私も感動したんですよ。だけど、全然使われてないという実態が一方であるわけで、平成22年の制定から一度も使われていないという記述もどこかにあったかと思うんですけれども、これを市民が使いやすくするためには、どうしたらいいのかという、もう少し深い解明が必要なんじゃないかなと思うんですが、その点はどうなのでしょう。見つけ切れなかったのかもしれないので、もしあれば、教えてください。

それから三つ目に、もう一つの住民と一緒にまちづくりの大事なツールとして、全体のまちづくりというのとはちょっと違うんですけれども、開発条例も改定されましたよね。これも本当によかったなと私も思っているんですけれども、この記述については、どこかにあるのかどうか、その点をお示してください。

以上3点です。

会長： 担当課長。

課長： まず1点目のまちづくりカフェやまちづくりサロンでの意見は反映されているのかでございますけれども、これについてはニュースなどの形でご報告を申し上げているところでございます。

また、具体的な反映箇所でございますが、今回のマスタープランの根本になります駅の考え方でございます。これまでは駅周辺7地区を均等な形で開発を行っていくという都市計画マスタープランの考え方でありましたが、まちづくりカフェの皆さんのご意見の中で、均等にまちづくりをしていくのは、少子化の中で、経済的にもなかなか難しいのではないかというご意見がかなり出ておまして、そういった中で、今回の3地区という形をとらせていただいているのが、最も大きなご意見を反映させた点でございます。

それと「提案型まちづくり条例」、こちらにつきまして使いやすい

くするにはというところがございますが、「提案型まちづくり条例」そのもの自体は全く使われてないというのは、現実にありますけれども、この条例に関連する制度として、例えば周辺にマンションが建ちそうなので、専門家と一緒に勉強会をしたいというような場合に、アドバイザーを派遣する事業につきましては、かなりの人数を派遣してはおります。

ただ、そこから実際に、「まちづくりのルール」をつくっていくところまでいっていないところが現実にあります。その「まちづくりのルール」をつくる時に、中心人物がいないことが、この「提案型まちづくり条例」を使っただけでない根本的な理由がございます。

今回の都市計画マスタープランを策定するに当たりまして、まちづくりカフェを開催いたしましたのは、まちづくりをしていただく市民の代表的な方を何とか育てていきたいというところで、この3年間やってきたところがございます。今後、その方たちがどういった形でやっていただけるか、それでも無理だということであれば、本当に使い方がかなり難しいということで、見直しも含めた形で、検討はしていかなければならないと考えております。

それと開発条例が都市計画マスタープランに入っているのかというところがございますけれども、開発条例につきましては、逆に都市計画マスタープランのまちづくりの方針にあわせて、その開発が起こった場合に、指導していくという形をとってございますので、都市計画マスタープランそのものの中に、この開発条例云々という形では掲載していないところでございます。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : ありがとうございます。そのカフェで、ルールづくりのためのキーパーソンみたいな人を見つけるんだということなんですが、参加させていただいた方の中で、実際そういう方が、みたいなのはあったのかどうか、それはちょっと失礼な言い方なのかもしれないんですけども、この人に任せれば、ここの地域は何とかなるんじゃないかとか、そういうのが具体的にあったのかどうかを教えてください。

それから、「提案型まちづくり条例」はよくわかりました。やっぱり課題として捉えられているということで、ここにはそんなにさらっとしか書いてないんですけども、ぜひこれはもう少し深く説明をしていただきたいなと思います。

開発条例についてなんですが、これも私はとても大事な、いい改

正だったなと思うんです。中規模開発を入れるとか、分割も一体と見るとか。そういうのが市民にも、事業主にもなかなか周知されていないんじゃないかなと思います。最近まだまだ紛争が勃発しているように見受けられますし、もう少し光を当てて、打ち出したほうがよかつたんじゃないかなと思うんですけれども。

それから、もう一つ、一番大事なのは、事業者と住民と市の3者で調整会をやるといったことは、例えば都市計画マスタープランそのものを市民参加型でやるんだと最初打ち出しておられた具体化になるんじゃないかなと思うんですが、その点はどうだったんでしょうか。

今からでも遅くないと思うんですけれども、これに光を当てて掲載していくというのは、どうなんでしょうか。

会 長 : 2点目の「提案型まちづくり条例」については要望ということでいいですね。では、他の2点について。

担当課長。

課 長 : まちづくりカフェの中でキーパーソンはおられたのかというところでございますが、ワークショップ形式をとっておりますので、中には司会のような方が出られているのが現状にはございます。しかし、このワークショップ、固定メンバーという形はっておりませんので、残念ながら、そのキーパーソンとなる方が毎回来られるかという、土曜日に開催しておりましたので、仕事ですとか、休日の関係で、なかなかご一緒の方が来られていなかったという部分がありまして、キーパーソンをお願いするところまで至っていないのが現実です。ただ、ワークショップを実施する中で、小平市にお住まいの方の中には、今までのお仕事がまちづくり関係という方が結構いらっしゃるやいまして、かなり専門的な知識をもっておられる方が非常に多かったという印象にございますので、そういった方たちに今後、何かの機会をお願いできればと思っているところでございます。

それと、開発条例につきましては、改正を公布したのが半年くらい前ですけれども、実際に施行されたのは今年の1月1日なんですね。その6カ月の間に周知徹底するというので、これまでに開発事業等を行った全事業者に改正を行ったという通知をお出ししております。一団の土地の改正ですとか、大きなところについて、抜き出した形でお示ししておりますので、1月1日入って以降、事業者からの問い合わせが非常に増えております。まだ1カ月程度しかたっておりませんので、市民の方たちに周知されているかという、なかなか難しいところはありますが、事業者に対しましては、ほぼ

周知されたと考えているところです。

一団の土地の関係につきましては、非常にシビアになりますので、事業者も事前に、一団地に該当するのか確認しながら、開発を進めているところでございますので、周知はかなり進んでいると理解しています。

以上でございます。

委員：ではここには載せないということですか。もっと光を当てて、これに載せてほしいなという思いがあったんですが。

課長：都市計画マスタープランにつきましては、基本的な方針でございますので、その開発事業に絞った形で、一項目を載せるということは考えていないところでございます。

以上でございます。

委員：ありがとうございました。いろいろよくわかりました。意見なんですが、全体として本当に市民参加が進んだなというのを実感できるような内容になっていると、私は受けとめました。でも、中にはやっぱり私の意見とは合い入れないような、例えば道路そのものの必要性というのは不問になっていて、既成事実として、それをにぎわいの創出に使えるんじゃないかとか、絶対私はそうは思わないわけですし、そういうところでは、ちょっと合い入れないなという点もありました。

あともう一つ、駅前再開発について、100メートルの小川駅の駅前再開発をランドマークみたいな形で取り入れたりとか、それから小平駅北口も話によると、26階建てのツインタワービルが計画に載っているという話も聞いたことがあるんです、確認したわけじゃないんですけどもね。だからそういうのっぽビルがたくさんできることが、この小平市にとってどうなのかなという点から見ると、ちょっと合い入れない点もあるんですけども、全体としてはよくできているなという評価をいたしました。

以上です。

会長：意見としてということでございます。

ほかに。〇〇委員。

委員：もうここまで都市計画マスタープランが、市民の参加も含めて進んでおりますので、細かいことを言うつもりはないんですが、確認させていただきたいのが、先ほど説明があったのかもしれないけれども、要はこれまで議会でもそうですし、検討委員会であったり、もう何回も開催していただいて、その積み重ねで、こういう案ができてきたのだと思うんです。その中で一番、ここを大事にしたというか、傾向というか、皆さんの意見としてこれが一番多かったの、

これは核としてやっていきましたというようなことがあれば、それを教えていただけますでしょうか。

それと、あとパブコメの意見について、52名の方からいただいたというところで、反映する、反映しないとか、対応が別れるわけですが、その中で反映するとした基準というか、その辺について伺えればと思います。

会 長 : 2点について。
担当課長。

課 長 : まず核としてやってきたところということでございますけれども、先ほど〇〇委員さんからもお話がありました、将来の都市構造が、どう変わっていくのかという根本的な部分として、駅周辺7地区を均等にみるか、あるいは大きく3地区という形でみていくのかで、大分変わってくると思います。その部分がまず1点ございます。

それと、まちづくりカフェあるいはまちづくりサロンの中で、印象がどなたに聞かれましても、やはり小平は非常にみどりが多いところだというお話がまず出てまいります。農地等は減少しているんですけども、主としては東京都の所有になりますが、グリーンロードが小平としては一番大事にしていかなければならないところであるというお話が多く出てきておりました。

そうした議論もあり、みどりにつきましては、グリーンロードを中心といたしまして、市内にみどりの拠点をつくって、連携していくという形をとっていきたいというのがもう一点、核としてございます。

あとは、先ほど、都市計画道路の話がございましたけれども、都市計画道路につきましては、市だけでは考えられるものでもございませぬので、広域的な視点で考えられております。また小平市につきましては、非常に細い道路が多く、歩行あるいは自転車を使うにしても、なかなか安全に通れる東西の道路がないというのが現状にございます。

そういった中で、まちづくりカフェでは都市計画道路について、大半の方がご意見としては交通対策、渋滞を解消するというお話が多かったんですが、中には、交通渋滞だけのものではないんだというお話をされた方もいます。広幅員になりますと歩道が広がってきますし、自転車道も今では通常、つくられるため、安心・安全に歩行者、自転車が移動できます。

一方で車社会という部分もございましてけれども、人に対しての道路という考え方もあるんじゃないかという意見も出ておりました。

ですから、都市計画道路自体を否定する方もいらっしゃいましたけれども、その反対に、肯定される方もかなりいたというのが現状にございます。

次に、パブコメにつきましたの反映する、しないの判断についてですが、基準という部分ではなかなかお示しするのが難しいところがございますが、都市計画マスタープランそのものに対するご意見以外の方がかなりいらっしゃいまして、その方につきましては、申しわけございませんが、参考意見あるいは反映しないという形をとらせていただいております。

直接、都市計画マスタープランにかかわってくる部分につきましては、まちづくりカフェその他、いろいろご意見を伺いながら、市としてこうした形でいきたいとした内容と整合しない意見は、理由を付して、反映しないという形をとらせていただいております。

また、市のほうの書き方、あるいは伝え方がまずかったという部分も文章の中にごございますので、そういった点は、反映するという形で修正しております。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : ありがとうございます。ある程度は理解ができました。

その中で市民の皆さんの声の中で、これは都市計画のマスタープランですから、どちらかというところ、やっぱりまちづくりというか、ハード面が多いのかなとは思いますが、方針の中で安全・安心なまちづくりという、見直しの視点ですね。これを細かく見ても、やはりどちらかというところ、防災的なものが多いのかなというふうに思います。そういった意味で私としては、防犯の視点が余り触れられていないなという、すごくそういう感があるんですが、そういったご意見は声として挙がっていなかったか、また市当局としては防犯の視点というものは都市計画マスタープランにおいて、どのように考えていらっしゃるか、最後に伺いたいと思います。

会 長 : 担当課長。

課 長 : 安全・安心なまちづくりの中で防犯という考え方はというところでございますけれども、防犯につきましたのご意見というのは、若干でございますけれども、ございました。ただ、防犯につきましたは、警察あるいは見守りという部分も含めておりますので、都市計画にはなじみづらいところであり、「見直しの視点」という部分につきましては防犯という形では載せておりません。

ただ、「まちづくりの方針」としては、本編の47ページになります。一番下段のところ、「防犯効果の高いまちづくりを進めますと」

いうところで、まちづくりカフェ等でやはりご意見等がございましたので、こういった形で載せているというところでございます。

以上でございます。

会 長 : ほかに。

〇〇委員。

委 員 : 地域別構想でも地区数を絞ったりしておりますので、前プランから10年経過したところでの一番大きな改定というか、プランと現実との乖離がもしあるんだというのがあったら、教えていただきたい。あと、このマスタープラン(案)の一番最後に「都市計画マスタープランの見直し」というのがあるんですけども、先ほど駅前の再開発の話等も出ておりましたし、またこれから都市計画事業もあるでしょうし、市のまちづくりの取組の姿勢によっても違ってくるかと思えます。これは38年度で社会経済状況の変化や上位計画の改定など、マスタープランの内容の見直しの必要が生じた場合には、ということを書いてあるんですけども、毎年1回は見直していきたいとか、進捗状況を精査したりとか、そういう想定はお持ちなんですか。

以上、2点です。一点目は達成度、達成状況みたいなところを、わかればいいので教えてください。

会 長 : 担当課長。

課 長 : 例えば、都市計画道路の整備率が他の市に比べても、やや遅れているという部分はございます。

それと、生産緑地などのみどりが減少するのを何とか防ごうということで、現マスタープランでも載せておりますが、依然として減少傾向にはあるというところがございます。

見直しの時期でございますけれども、こちらにつきましては、大きく経済状況などが変わり、本当に本計画ではやっていけないんだという場合につきましては、見直しをせざるを得ないだろうと考えております。1年ごとに結果をあらわすのかというところでございますが、都市計画マスタープランは基本的な方針でございますので、個別具体には、みどりの基本計画ですとか、産業振興プランですとか、別途に実施計画的なものがつくられてまいります。

ですから、進行状況につきましては、そちらのほうで管理されてまいります。都市計画マスタープランにつきましては、大きく変化があった場合につきましては、見直しをしていくという考え方でございます。

以上でございます。

- 委員 : その見直しをする場合にはどういう体制を敷いて行うのですか。見直しの会というか、そういうのを持つんですか。
- 会長 : 担当課長。
- 課長 : 見直す場合には、現段階では、今回の改定とほぼ同じような体制を考えているところでございます。したがって、見直し検討委員会、庁内の検討委員会、それと市民からご意見を聞く、ワークショップ等を重ねながら、また見直しをしていくという形になると考えております。
- 以上でございます。
- 会長 : 担当部長。
- 部長 : 補足です。見直しのタイミングとして、現在の長期総合計画が平成32年度までということで、都市計画マスタープランもこれを受けて、策定されております。ですから、上位にあります長期総合計画が何か大きく、今度の改定において、かわるような部分があって、それが現在策定途中の都市計画マスタープランと合わなくなったという場合においても、やはり見直しは必要になるかなと考えております。
- 以上でございます。
- 会長 : ほかにご質問等はありませんでしょうか。
- (なしの声)
- 会長 : ほかにないようですので、ここで議決を行いたいと存じます。
- 28諮問第2号「小平市都市計画マスタープラン改定について」、承認することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 会長 : ありがとうございます。
- 異議なしと認め、決定いたします。
- 続きまして、諮問案件2件目の、28諮問第3号「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線の変更」の提案説明を担当課よりお願いいたします。
- (〇〇課長、〇〇係長入室)
- 課長 : それでは職員の紹介をさせていただきます。
- 都市計画道路担当課長の〇〇でございます。
- 担当課長 : 〇〇と申します。よろしくお願いいたします。
- 課長 : 都市計画道路担当係長の〇〇でございます。
- 担当係長 : 〇〇と申します。よろしくお願いいたします。
- 課長 : それでは担当課より提案説明をいたします。よろしくお願いいたします。

会 長 : よろしくお願ひします。

担当課長 : それでは諮問第3号「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線の変更(小平市決定)」についてご説明いたします。

はじめに本日の配布資料の確認でございますが、資料2-①「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線の変更(小平市決定)について(概要)」、A4判でございます。

資料2-②、「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線総括図(縮小判)」A3判の図面、資料2-③「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線計画図」横長の資料。資料2-④「小平都市計画道路の変更(小平市決定)」A4判。資料2-⑤、説明会で配布しましたパンフレット「都市計画変更(素案)のあらまし」資料2-⑥「小平市からのお知らせ」、以上の6点でございます。

なお、資料2-①が概要の説明資料、資料2-②から資料2-④までが都市計画の図書に関するもの、資料2-⑤、資料2-⑥は参考資料でございます。

それでは資料2-①に沿いまして、ご説明させていただきます。

「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線の変更(小平市決定)について(概要)」でございますが、昨年3月に策定された「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」において、優先整備路線に選定された小平都市計画道路3・4・10号小平大和線における、鉄道との立体交差部について、小川駅周辺の円滑な交通処理、歩行者や自動車等の安全な通行を図るため、計画幅員の変更をするものでございます。

「1 対象路線及び区間」でございます。「(1) 路線名」が、「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線」。

「(2) 計画幅員の変更区間」、富士見通りから府中街道までの鉄道敷との交差部(アンダーパス)を含めた約380メートルでございます。

資料中ほど、小平3・4・10号の位置図の赤い線で示した範囲が計画幅員の変更区間でございます。

なお、青い線で示した範囲は、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」において優先整備路線に選定された富士見通りから市道第A-61号線までの約530メートルでございます。

続きまして、「2 変更概要」の「(1) 計画幅員の変更」でございますが、現在の16メートル~20.5メートルを16メートル~33.5メートルに変更いたします。

「(2) 車線数の決定」でございますが、今回の計画幅員の変更に

併せ小平3・4・10号線全区間、路線全体の車線数を2車線に定めます。

裏面に移りまして、「3 変更理由」でございます。

現在、鉄道との立体交差部周辺の計画幅員は20.5メートルであり、小平3・4・10号線の一般部の計画幅員16メートルより広く計画されていますが、アンダーパス部における自転車歩行者道や、上部の副道部における歩道を設置するためには、計画幅員を最大で33.5メートルに都市計画を変更する必要があることを記載しております。

なお、平成26年2月に策定した「小川駅前周辺地区まちづくりビジョン」の取組方針においても、この区間の道路幅員の検討が示されております。

続きまして、「4 都市計画の図書」でございます。

「(1) 総括図」につきましては、資料2-②をご覧ください。

こちらは縮小版で、今回の変更にあわせて、小平3・4・10号線の全区間を2車線に定めますので、範囲を赤で着色しております。

「(2) 計画図」につきましては、資料2-③をご覧ください。

横に長い図面となりますが、縮尺は2500分の1で、幅員を変更します部分を赤で着色しております。また、小平3・4・10号線の全区間を2車線に定めますので、車線の幅員の下側、また右側に2車線と記載しております。

「(3) 計画書」につきましては、資料2-④をご覧ください。

「小平都市計画道路の変更(小平市決定)」の上段の表に名称、位置、区域、構造等を記載しております。下段には変更概要を記載しております。

資料2-①に戻っていただきまして、「5 主な整備効果」でございます。こちらは昨年11月に開催した都市計画変更素案の説明会で説明させていただいた内容でございます。説明会で配布したパンフレットにも記載しておりますが、3・4・10号線を都市計画変更して整備することにより、次の整備効果が期待できます。

(1) 二中通り、中宿通りに進入する通過交通の減少による渋滞緩和。

(2) 歩行者や自転車の安全性・快適性の確保。

(3) 小川駅西口地区で取り組みが進む再開発事業と連携したまちづくりの促進。

(4) 災害時の安全な避難路の確保による防災機能の向上。

これらの効果が期待できます。

最後に「6 都市計画案の公告及び縦覧」でございます。

小平3・4・10号線の都市計画変更の案につきまして、都市計画法第17条に基づき、公告及び縦覧を行いました。

「(1) 公告日」は、平成29年1月20日でございます。

「(2) 縦覧期間」としましては、公告の日から2週間、1月20日金曜日から2月3日金曜日までといたしました。

なお縦覧については、市報の1月20日号及び、市ホームページに掲載するとともに、小平3・4・10号線の近隣の住民の方々には、資料2-⑥、「小平市からのお知らせ」を配布し、情報の周知に努めております。

「(3) 縦覧場所」でございますが、都市開発部道路課都市計画道路担当窓口で行いました。

それから、「(4) 意見書の提出」でございますが、縦覧には5名の方がいらっしゃいましたが、意見書の提出はございませんでした。

なお、本件につきましては都市計画法の規定に基づきまして、平成28年11月11日と12日の二日間、小平第六小学校体育館におきまして、都市計画変更素案の説明会を行っております。

その後、12月13日付で、東京都知事との協議を行い、先ほどご説明いたしました都市計画案の縦覧を行いました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

会 長 : ご苦労さまでした。
提案説明が終了いたしました。
それでは、これより質疑に入ります。
〇〇委員。

委 員 : これは第四次事業化計画の優先整備路線ですけれども、具体的な年次予定はないんですか。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 今回計画幅員の変更する区間は、資料2-①、青線の第四次事業化計画の範囲内の都市計画変更ということでご提案しています。

スケジュールにつきましては、まだ細かいところまでは未定ですが、アンダーパスの関係がございますので、都市計画変更から、時間がかかりかかるということで、恐らく10年から15年程度は用地買収、鉄道部分の工事含めて、かかるのではないかと考えてございます。

会 長 : 〇〇委員。

委 員 : 今、用地買収とかというお話が出ましたけれども、まだそうすると、そういうことも白紙の状況ということでよろしいですか。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 次のステップとしましては、事業認可取得に向けて、事業概要説明会及び測量説明会を行います。今回、都市計画変更をいたしますと、今後、関係機関との協議を行います。東京都や鉄道事業者などがありますが、その中で、鉄道との交差協議という、交差するための調整がありまして、どのくらい整備費用がかかるのか、そういったことも調整しながら、事業を進めていく関係で、次の事業概要説明会が、今の段階で予定が立てられないところでございます。

事業概要説明会を行うためには、ある程度の事業の概要をその場で説明しなければいけないものですから、資金計画や、今後の予定など、もう少し説明できるような状態にならないと、説明会が開催できないということでございます。

説明会を開催してからは、測量業務ということで、お客様の土地が何㎡かかるか、そういった数量を出していきますが、その数値を元に金額をはじき出し、事業費の計算をしまして、事業認可取得に向けて、進めていきます。最初に何年くらいかかるのかというところで、大きな枠で説明させてもらいましたが、今後そういう手順を経て、事業認可取得、用地買収、工事着手と進んでいきます。鉄道立体については、他市の事例等見ましても、10年から15年と長期期間かかるようなケースが多いです。

会 長 : ○○委員。

委 員 : 今のお話、説明会にお邪魔したときにも、やっぱり実際用地にかかわる方々はどれくらいになるのかというのが、すごくご意見の中でも多かったので、やはりそれは早く、わかり次第というか、どんどん明確にしてあげていただきたいなというふうに思います。それはなかなか大変だとは思いますがね。

その中で、今回計画の変更によって、新たに用地買収にかかってしまった方というのは、大体何件くらいあるのか、それについて教えてください。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 今回の計画を変更する前の段階で、おおむね50軒くらいを想定しておりましたが、広げることによって影響を受ける家屋というのは、プラス10軒程度と捉えております。

以上でございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : わかりました。ありがとうございました。

それで、先ほどこの小平3・4・10号線については2車線にする計画があるということで、お話がありました。今回、資料2-①の赤線のところはわかったんですが、これ、優先整備路線にもう少

し長く入っていますよね。第六小学校の下くらいまで入っていますが、そうすると第六小学校の南側のあたりを幅員というのも今後広がる可能性もあるということなんですかね。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 府中街道から東側の第六小学校の東端まで延長約130メートルございます。現道の幅員は、10.7から10.9ということですが、この部分は都市計画としましては、16メートルの計画でございますので、今回のアンダーパスのところと併せて、第四次事業化計画の期間内で工事を行いたいと考えてございます。

会 長 : ○○委員。

委 員 : 何度もすみません。そうすると、多少、用地買収にかかる家も出てくるということなんですか。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : その通りです。府中街道から東側につきましては、5メートル程度拡幅する形になります。現在第六小学校の南端が都市計画線的位置ですので、16メートルに足りない分、5メートル程度は南側に拡幅する形で都市計画決定されています。その部分の用地買収も計画の中に入ってまいります。

以上でございます。

会 長 : ほかにございませんか。

○○委員。

委 員 : そもそも論になるんですけども、今JRとか小田急とか京王というのは、高架になっていますよね。どんどん高架にしていると思うんですが、ここの部分は西武はもう未来永劫やらないと意思表示があったから、こういうふうにするんでしょうか。ここが高架になれば、こんな大工事をしなくても済むんじゃないかと思うんですが、その点が一つです。

それから、今、資金についてはまだということだったんですけども、大体の費用というのは、どれくらいかかるものなんでしょうか。それを教えてください。

それから、この地図を見ますと、今南北に、自由に行き来はできていると思うんですよね。細い道がたくさん南北に入っていますよね。これが横断歩道ができるわけじゃないし、この都市計画道路によって遮断されるんじゃないかと思うんですが、そうすると、南北の行き来というのは、ぐるんと迂回をすることになるのかどうか。そういうことに対して、私は説明会に出られなかったものですから、意見は出なかったのかどうかお聞きします。

それから富士見通りとの交差点の今のT字路になっているところ

が大変危険で、信号が欲しいという意見も出ているかと思うんですが、これが開通したら、当然信号がないとやっていけないとは思いますが、それ以前でも厳しいなというふうに思うんですが、その辺の目途はどうなんでしょうか。

以上です。

会 長 : 以上4点について。

担当課長。

担当課長 : 第1点目の高架のお話でございます。道路については、私どもが検討を進めていく中で、地下だけではなく、高架も検討してきました。

委 員 : 平面はしなかったんですか。

担当課長 : 平面については、幹線道路である都市計画道路と鉄道との交差は原則的には立体交差とするという決まりがございますので、まず平面での踏み切りによる交差は、採用できなかったというところでございます。

委 員 : 鉄道が高架になってくれれば平面で道路は行くわけじゃないですか。その検討、要望はされなかったのかと。

担当課長 : 検討は、道路側の立体化について行いました。

委 員 : 私が聞きたかったのは、鉄道が大体高架に今なっているのに、西武はそれをしないのか、その見通しはないのかということです。鉄道が高架になれば、道路は平面で済むわけじゃないですか。そうすると、費用がものすごく安く済むんじゃないかという。

担当課長 : 鉄道の高架の計画は、東京都や西武鉄道からも受けていない状況です。

委 員 : 立体高架化事業としても都市計画サイドでものすごい負担させられますから、全然安くないんですね。

会 長 : とりあえず4点。

担当課長 : 2点目でございます。整備費用の関係でございますが、まだ工事の具体的なところまで決まっていないので、具体的な費用というのは出せていないのですが、説明会でもお話しましたが、参考までに東京都が新小金井街道のグリーンロード立体を整備されたときは、延長が725メートルで、整備費用が95億円ということなので、今回の整備の延長が合計で530メートル、約7割なので、整備費用も相応の費用がかかりますが、グリーンロード立体まではかからないと踏んでございます。

3点目の南北の横断ですが、整備により支障が出るということで、説明会でも意見は出ております。計画としては、アンダーパスの脇に副道を設け、そこに歩道を設置し、迂回をしてもらう形となりま

すが、そこを通っていただければ、北側にいくことが可能ということで、説明しております。ただ、皆さんからすると今まで真っすぐ行けたものが行けなくなるので、手間がかかるというお話はいただきました。

4点目、富士見通りとの交差点のところの信号のお話でございますが、警察協議もまだ正式に整っておりませんが、最終的には信号がつくような方向で、調整しております。協議は今後詰めていきますが、現段階での信号の設置は、今後の交通状況により、考えていかなければいけないものと捉えておりますが、具体的な調整については、していない状況でございます。

会 長 : いいですか。ほかにご質問等はございますでしょうか。

〇〇委員。

委 員 : 細かいですけど、この地下になっているところが赤の部分、拡幅していないですけど、これはこれでいいんですか。これで見ると多分直下のところに民地があるんで、用地買収が必要なんじゃないかと思うんですけど、アンダーパスのところは全然拡幅の都市計画になっていないんですけど。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 現在考えている計画ですと、鉄道敷の下のところは、約45メートルございますが、この部分は現行の20.5メートルの計画幅員で対応できる部分ということで、変更しない考えでございます。

委 員 : 歩道が赤の部分に含まれていて、そのままいくんじゃないんですか。ここで切れるんですか。

担当課長 : 20.5メートルの中で、アンダーパスを通過する自転車歩行者道は設置できます。

資料2-⑤の「都市計画変更素案の説明のあらまし」という資料をご覧くださいと思います。

こちらの5ページ6ページ目の断面図の真中のアンダー部というところで説明します。こちらの②-②のアンダー部ですが、歩行者と自転車が通れる部分も現行の20.5メートルの計画幅員の中で設置できると考えてございます。ですから、ここは広げる必要がないと判断しまして、今回こういう計画としております。

会 長 : よろしいですか。

ほかにございませんか。

(なしの声)

会 長 : ないようでございますので、ここで議決を行いたいと存じます。

28諮問第3号「小平都市計画道路3・4・10号小平大和線の変更」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございま

せんか。

(異議なしの声)

会 長 : ありがとうございます。

異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、諮問案件3件目の、28諮問第4号「小平都市計画ごみ処理場の決定」の提案説明を担当課よりお願いいたします。

入れかえのため暫時休憩します。

(暫時休憩)

(〇〇課長、〇〇課長補佐入室)

会 長 : それでは再開いたします。お願いします。

課 長 : それでは、職員の紹介をさせていただきます。資源循環課長の〇〇でございます。

担当課長 : 〇〇でございます。よろしくをお願いいたします

課 長 : 資源循環課長補佐の〇〇でございます。

担当課長補佐 : 〇〇でございます。よろしく申し上げます。

課 長 : それでは、担当課より提案説明をいたします。よろしくをお願いいたします。

担当課長 : それでは、「小平都市計画ごみ処理場の決定」について、提案説明をさせていただきます。

はじめに資料の確認をさせていただきます。

資料3-①は、A4縦で、「小平都市計画ごみ処理場の決定(小平市決定)について(概要)」で、裏面の記載もでございます。資料3-②から資料3-⑤までは都市計画の図書となります。資料3-②は、A4横で、「小平都市計画ごみ処理場の決定」と書かれているもの。資料3-③は、A4縦で、資料3-②の補足資料となり、「理由書小平都市計画ごみ処理場第1号小平市リサイクルセンター(小平市決定)」で、裏面もでございます。資料3-④は、A4横で「総括図」。資料3-⑤は、A4縦で「計画図」となっております。

不足等はありませんでしょうか。

それでは、資料3-①の「小平都市計画ごみ処理場の決定(小平市決定)について(概要)」に基づき説明をさせていただきます。

なお既にご報告させていただいた内容と重複するものもございますが、ご了承のほう、お願いいたします。

最初にこれまでの経緯等でございますが、小平市では、ごみ処理量の削減と最終処分場の延命化を図るとともに、資源を有効に再利用することを目的に平成5年にビン・カンを資源化する施設として、現在の小平市リサイクルセンターを建設しました。その後、平成8年度にはペットボトル再資源化施設と再生可能な家具や自転車など

を補修して展示販売する施設として「リプレこだいら」を増築し、稼働をしております。

現在の施設は、平成30年度に一部の建築物、ビン・カンの施設において、目標耐用年数が到来するほか、当時、暫定施設として建設された施設であることから、設備の老朽化が進んでおり、更新の必要が生じております。

そのことから、現在、平成31年度稼働に向けて、新たな小平市リサイクルセンターの建設を予定しており、建設に当たりましては、建築基準法で、日量5トン以上のごみ処理施設を新築または増築する場合は、都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければならないと規定されておりますことから、都市計画決定をするものでございます。

「1 都市計画の種類及び名称」、及び「2 都市計画を定める土地の区域」につきましては、都市計画図書の内容になりますので、資料3-②で説明をさせていただきます。

資料3-②をご覧ください。枠の中になりますが、ごみ処理場名は、小平市リサイクルセンターで、位置は小平市小川東町五丁目地内となります。面積は、約1.15ヘクタールで、処理能力はビンが日量12.6トン、カンが日量5.6トンとなります。

その下、理由でございますが、安定的に資源物を資源化するため、必要不可欠な公用性の高い都市施設として必要なため、都市計画決定をするものでございます。

次に、資料3-③をご覧ください。こちらは資料3-②の補足資料として作成したものでございます。

「2 都市計画の都市の将来像における位置づけについて」でございますが、「(1) 上位計画等での位置づけについて」として、「小平市第三次長期総合計画基本構想」では、資源循環のまちづくりを目指しており、これに基づき、「小平市一般廃棄物処理基本計画」では、平成31年度稼働を目標に、ペットボトルと容器包装プラスチックの2品目以外の資源化品目について、処理施設の整備を検討することとしております。

「(2) 都市計画の必要性について」でございますが、最初の段落につきましては、経緯でございますが、先ほど説明した内容と同じでございますので、省略させていただきます。後段の2行目でございますが、必要性として、小平市が安定的に資源物を資源化するために必要不可欠な公共性の高い都市施設として都市計画決定をするものとしており、なお、この施設の建設におきましては、平成28年2月に「小平市リサイクルセンター整備基本計画」を策定し、新

リサイクルセンターに係るコンセプトとして「市民との協調及び地域との調和を図る施設」「環境に配慮した施設」「環境学習の発信拠点となる施設」などを掲げており、廃棄物処理のみならず、コンセプトを満足する公益性の高い施設とする計画としております。

裏面をご覧ください。「3 都市計画の位置、区域、規模の妥当性について」整理したものでございます。

「①位置及び区域」につきましては、新リサイクルセンターの位置は、現在のリサイクルセンターの隣地で、広場として利用しているところであり、現施設を稼働させながら、新たな施設を建設いたします。稼働後は現施設を解体し、跡地を市民が使えるように整備するため、環境保全が図られることとしております。

「②周辺の土地利用状況」といたしましては、周囲地域には工場や事業所が存在しており、用途地域は準工業地域に指定されており、工場の建設が可能であること。また、これまでも周辺住民の理解を得て稼働していること、あわせて建設に当たりましては、これまでと同様に、周辺住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、引き続き丁寧な対応をしていくこととしております。

次に、「(2) 規模の妥当性について」でございますが、新リサイクルセンターの事業用地は、約5,500平方メートルであり、敷地全体の約半分であること。新しい施設は、ペットボトル等の処理はいたしません。ビン・カンの処理のほか、現在清掃事務所で行っています白色トレイ、紙パック、電池等の保管をする機能が加わること、環境学習機能や見学者対応設備も新たに整備すること、施設規模につきましては、「一般廃棄物処理基本計画」における将来推計値を基にビン・カンを算出することといたしました。

次に資料3-④及び資料3-⑤では、リサイクルセンターの位置を示したものでございますので、こちらについては説明のほうは省略させていただきます。

資料3-①にお戻り願います。

1ページの中段、「3 都市計画策定の経緯の概要」でございますが、「(1) 原案の縦覧についての住民説明会」につきましては、昨年11月27日の日曜日に住民説明会を開催いたしました。開催に当たりましては、市報、ホームページでお知らせするとともに、リサイクルセンター周辺にお住まいの方250世帯の方に開催の通知を配布させていただきました。当日の参加者は4名で、新リサイクルセンターの排気口の位置や、西側広場のトイレの位置などについての確認がございました。

次に「(2) 原案の縦覧及び意見募集」についてでございます。

縦覧期間は説明会の翌日の11月28日から12月12日までで、市役所資源循環課窓口で実施いたしました。なお、閲覧者及び意見書の提出はございませんでした。

この結果を受けまして、東京都と協議を進めるとともに、裏面の「(3)案の縦覧についての住民説明会」を実施いたしました。開催日は本年1月22日で、開催の周知につきましては、原案の際と同様に市報、ホームページで周知するとともに、近隣住民への開催通知の配布を行いました。当日の参加者は1名で、敷地内の車両動線や搬入車両台数の確認、桜の木の対応、施設の高さや夜間の防災対策などについての質問がございました。

なお、東京都との協議の結果でございますが、1月26日付で意見はない旨の協議結果通知の送付がありましたことをつけ加えさせていただきます。

次に、「(4)案の縦覧及び意見募集」でございますが、1月23日に公告をし、同日の23日から2月6日までの間、縦覧を資源循環課窓口で行いました。閲覧者数は1名で、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願います。

会 長 : ご苦労さまでした。
提案説明が終了いたしました。
それでは、これより質疑に入ります。
特にご覧ませんか。
〇〇委員。

委 員 : まだ設計図とかはできていないんですね。でもいろいろな機能を出せるということなんですが、いわゆるプラザ機能というのですか、世間で言っているところの。そういうのは大体どれくらいの広さになって、平たく言えば、市民が集えるようなところをとれるのかどうかというのが、結構市民は、その点で関心があるんですね。あの地域は集まる場所が小川町二丁目地域センターまで行かないとならないのかな。そういう機能も備えられるのかどうかというのを、お尋ねします。

それから、今の建設予定の土地について、もう一つすぐに建てかえなきゃいけないという給食センターがあると思うんですけれども、その候補地にもなっていたんじゃないかと思うんですが、その手の話し合いとかはどうなったんでしょうか。

以上2点です。

会 長 : 担当課長。

担当課長： プラザ機能の件についてでございますが、現在、建設に当たりまして、入札公告をしております。その中で要求水準書という形で仕様について設計施工一括方式ということで、仕様について決めまして、会場としては、約200㎡くらいの部屋の大きさを設置していただきたいということでお願いしています。

これにつきましては、現在のリサイクルセンターは、小学生が施設見学に行ったときに、入れるスペースもなく、雨でも外で立っているような状況もございますので、小学生が大体3クラスから4クラス入ったときに、一堂に集まって説明ができるような広さということで説明させてもらっているところでございます。

あと給食センターの部分につきましては、以前話があったとは確かに伺っていますが、今回の施設の建設に当たりましては、リサイクルセンターを建設したその後のことも考えた中で、あの土地をごみ処理場として有効に活用しようということでありましたので、給食センターの建設用地とは、しないということで、方向性は決まっております。

以上でございます。

会 長： ○○委員。

委 員： 200㎡のお教室みたいなところは確保するよということなんですけど、下水道館なんかでも、ちゃんとそういう機能があって、部屋があるんですけども、毎日使ってるわけじゃないですよ。だから結構あいていて、もったいないなという思いがあるので、もう少し環境教育だけに使うんじゃないかと、幅をもたせて利用できるかと、そういうお考えはあるんでしょうか。

会 長： 担当課長。

担当課長： 現在のところ、まだそこまでの貸し出しについての方向性までは決めておりませんので、今後施設ができていく中で、運営を含めて、整理していくという状況でございます。

委 員： ありがとうございます。

会 長： よろしいですか。

ほかにないようでございますので、ここで議決を行いたいと存じます。

28諮問第4号「小平都市計画ごみ処理場の決定」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長： ありがとうございました。なしということでございますので、決定とさせていただきます。

ここで審議事項が終わりましたので、ちょっと5分ほど休憩をし、

40分に再開したいと思っておりますので、委員さんの皆様も、長時間で
ご苦労さまでございました。

5分ございますのでその時計で40分から開催をさせていただきます。

(暫時休憩)

会 長 : それでは再開いたします。続いて報告案件が2件ございます。
最初に、「小川駅西口地区第一種市街地再開発事業の進捗について」、
担当課より報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(〇〇課長、〇〇課長補佐、〇〇係長、〇〇係長入室)

課 長 : それでは、職員の紹介をさせていただきます。

地域整備支援課長の〇〇でございます。

担当課長 : 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

課 長 : 地域整備支援課長補佐の〇〇でございます。

担当課長補佐 : 〇〇でございます。本日はよろしくお願いいたします。

課 長 : 地域整備支援担当係長の〇〇でございます。

担当係長 : 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

課 長 : 同じく地域整備支援担当係長の〇〇でございます。

担当係長 : 〇〇です。よろしくお願いいたします。

課 長 : それでは、担当課よりご報告をいたします。よろしくお願いいたします
します。

担当課長 : それでは、パワーポイントのスライドと、それを打ち出したもの
が資料になりまして、この二つに基づいて説明をさせていただきます。

「小川駅西口地区第一種市街地再開発事業の進捗について」、ご説
明いたします。

まず「1 小川駅西口の現況」でございます。これは小川駅西口
地区の現況写真でございまして、駅前の様子でございます。

小川駅西口地区では駅前広場が未整備で、バスやタクシーなどの
交通機関が入れないことや生活道路が狭いため、人や車の往来や、
防災上支障を来していることなど、土地利用が不健全な地区となっ
ております。

また、昨今では商店は自転車駐車場に変わるなど、商店街として
のにぎわいも少なくなってきました。

以上のような問題に対しまして、都市計画道路である駅前広場の
計画にあわせて、地元権利者一人一人が協力しあって進める面的な
整備手法である第一種市街地再開発事業が現在の小川駅西口地区で
は検討されております。

次に、地元で検討されております小川駅西口地区第一種市街地再

開発事業について具体的に説明いたします。

「2 第一種市街地再開発事業の位置づけ」についてでございます。

小川駅西口地区市街地再開発事業は、東京都の市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランである「東京都における都市再開発の方針」に位置づけられております。

また、小平市の上位計画である現行の「小平市都市計画マスタープラン」でも全体構想の中では小川駅を中心とした魅力ある生活圏の形勢が方向づけられまして、地域別構想の中では、小川駅西口地区の市街地再開発事業等による都市基盤整備を進めていくことが方針づけられております。

さらには、地区の課題の解決に向けまして、平成25年度に「小川駅前周辺地区まちづくりビジョン」が都市計画マスタープランを補完する形で、市民参加で策定されておりました、その中で事業の推進が位置づけられております。

なお、再開発エリアの一部には駅前広場を含む小平都市計画道路3・4・12号線が計画されておりました、平成28年3月策定の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」でも引き続き優先整備路線に位置づけられております。

こちら参考であります、赤線で囲まれているエリアは「東京都における都市再開発方針」の小川駅西口地区、約13ヘクタールの区域となります。この区域は再開発促進地区となりまして、このエリアに含まれる形で、黄色の線で囲まれた区域、これが市街地再開発エリアとなります。この中では整備または開発計画の概要で、組合施行の市街地再開発事業により公共施設及び施設建築物整備を図るとともに公共側は公共施設の整備、事業等の推進等について、指導・援助を行うことが位置づけられております。

次に「3 経緯」についてでございます。小川駅西口地区再開発事業は平成4年10月に地元権利者を中心とした再開発協議会が発足し、その後再開発事業の具体的な検討を行うため、平成19年5月には当初権利者30名によりまして、準備組合が設立、さらには早期の事業化を目指すため、平成22年度には事業協力者の協定締結と、総合コンサルタントの契約を行いました。平成25年度には「小川駅前周辺地区まちづくりビジョン」が策定され、現在都市計画決定に向けて再開発準備組合が活動を行っております。

次に「都市基盤整備の方針」についてです。現在小川駅西口地区では昭和37年に都市計画決定されている、小平都市計画道路3・

4・12号線が駅前広場を含めて計画されております。まず図面の左側の図でございます。こちらが準備組合設立当時の「都市基盤整備の方針」です。図面の上側が北となっております。そして黒線の枠が検討されている再開発事業の区域となります。面積は約1.2ヘクタールでございます。

また、黄色の線で囲まれているのは都市計画決定されている小平3・4・12号線です。地区が北と南の2街区に分割された施設建築敷地となっております。都市計画道路から北側に向けて、施設建築物の周辺を幅員10メートルの区画道路を整備する計画としております。また、駅前広場も昭和37年当時の計画でございまして、交通動線等の良好な環境空間が確保し切れていない形となっております。

そこで今回再開発事業によりまして、駅前広場の形状を変更した「都市基盤整備の方針」が立てられております。画面の右側の図になります。黄色の線で囲まれた駅前広場の形が変わり、90度回転した、なた型状の形態となっております。

これに伴い施設建築敷地は一つになります。形が変更した駅前広場とすることで、面積を大きく取ることができ、まとまった環境空間の確保や設計効率のよい計画が可能となります。

準備組合では、この駅前広場の形状変更に基づいて、事業計画案が検討されておりましたが、東日本大震災やオリンピック開催による工事費高騰の影響を受けまして、平成27年度まで事業計画案の見直しを行うことを余儀なくされておりました。

続いて、「4 事業計画案」について説明いたします。先ほどの都市基盤整備の方針を基本といたしまして、見直された計画案がこちらの図になります。図面の右が北側になります。駅前広場と区画道路は変更はございませんが、区域の若干の変更と、施設建築物の配置等が変更となりました。

図面左となる南側に駅前広場、画面の右の北側には施設建築敷地があります。施設建築敷地の周りを囲むように西側と北側に区画道路が配置しております。

建築敷地の南側、駅前広場に面した側に低層棟と高層棟からなる複合ビルを配置し、北側には立体駐車場と市民広場を配置しております。

市民広場につきましては、賑わいや憩いの場の創出が見込まれる公共施設として、再開発エリアの北西側に配置し、駅前広場と市民広場を結ぶように、また地区外の既存商店街のアクセスとしても可能となるよう、複合ビルの高層棟と低層棟の間に貫通通路を通し、

回遊性を持たせた計画案となっております。

そして、平成28年11月の準備組合の臨時総会ではこの事業計画案によって事業を推進していくことが承認されております。

次に「5 今後の予定」でございます。準備組合では事業計画案をもとに都市計画素案を作成していくとともに、権利者意向把握や、周辺も含めた説明会を行っていく予定です。また市といたしましては、東京都や警視庁などの関係機関との協議や、都市計画決定に向けた都市計画資料の作成、説明会等を行っていく予定です。

直近の目標としましては、平成30年度に準備組合では再開発組合設立の認可申請を行いますが、その前に市といたしまして、都市計画決定を受けたいと考えております。

順調に全てが進んだ場合は、準備組合としては、平成31年度には組合設立と権利変換計画の認可、32年度には工事着手、34年度には工事完了の予定となっております。市といたしましても、適宜、協議・調整等の支援をしていきたいと考えております。

続きまして、「6 都市計画決定」の具体的な内容についてです。今後事業が順調に進んだことにより、本審議会において、六つの項目に関して都市計画の決定や変更を審議していただく予定です。まずは市街地再開発事業の決定です。そのほかとして、高度利用地区の決定、高度地区の変更、都市計画道路の変更、用途地域の変更、地区計画の決定でございます。

一つ目は「第一種市街地再開発事業（決定）」です。審議していただく項目は施行区域面積で赤枠内の約1.1ヘクタールとなります。またそのほかにも、公共施設の配置及び規模、建築物の整備に関する計画、建築敷地の整備に関する計画、それから住宅建設の目標でございます。

二つ目といたしまして、「高度利用地区（決定）」となります。用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、高度利用地区を決定する予定です。区域は市街地再開発事業と同じ範囲となります。

高度利用地区は、都市計画法第8条に規定される地域地区の一つです。建物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度等を定め、道路に接して、有効な空地を確保し、あわせて容積率の制限と斜線制限の適用除外にすることにより、高度利用建築物の建築を誘導しつつ、市街地環境の向上を図るものです。

あわせて三つ目の「高度地区（変更）」となります。現況は第三種高度地区及び25メートルの第二種高度地区となっておりますが、

高度利用地区の設定と、用途地域の変更にあわせて高度地区の「指定なし」とする変更を行う予定です。

四つ目は「都市計画道路（変更）」です。図の中の青色で囲まれているところが小平都市計画道路3・4・12号線となります。この小平3・4・12号線は、昭和37年に幅員16メートル、延長120メートル、駅前広場3,200平方メートルで、都市計画決定されています。

その後、都営住宅の建てかえ等に伴い、西側の区間、延長約80メートルについては完成しておりますが、東側の区間、延長約40メートルと駅前広場については未整備のまま現在に至っております。小川駅西口地区では平成19年度に市街地再開発準備組合が設立され、小平市と連携を図りつつ、小平都市計画道路3・4・12号線の未整備区間を事業区域内に含む市街地再開発事業の検討が重ねられてきました。

先ほども説明いたしました、駅前広場については円滑な交通の処理や、施設建設敷地の効率的活用などの観点から、必要な機能を確保しつつ、規模、形状を変更することにより、安全かつゆとりある駅前空間の形成を可能とし、駅周辺のまちづくりに寄与するため、既に計画決定されている都市計画をこの図にあるとおり、青線で囲んだ形から赤色の形へ、そして駅前広場面積も3,200平方メートルから約4,200平方メートルへ変更いたします。

五つ目は「用途地域等（変更）」です。現在の用途地域は既に決定している都市計画道路との整合を図った形で指定しています。都市計画道路とその沿道部分は商業地域に指定されております。前述の高度利用地区の指定と都市計画道路の変更に伴い、駅前広場周辺という土地利用との整合を図った用途地域の変更を行う予定です。

図面上でご説明いたしますと、赤線で囲まれた高度利用地区内となる①と②の部分は第一種中高層住居専用地域から商業地域へ変更になる予定です。同様に、青線で囲まれている駅前広場へ形状変更することにより、その沿道となる③の分、こちらについても第一種中高層住居専用地域から商業地域へ変更となる予定です。

最後に六つ目といたしまして、「地区計画（決定）」です。市街地再開発事業が実施されることや、用途地域を変更することに伴い、将来的にこの環境をよりよく持続させるため、小川駅西口地区にかかわる地区計画として、再開発事業区域を含めたもう少し大きな区域として位置や面積、目標、区域の整備、開発、保全に関する方針を決定いたします。

また、再開発事業区域内においてはこの方針に沿った形として、

地区整備計画も計画してまいります。内容は、建築物の用途の制限や、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限などの計画で、こちらにつきましては、今後、詳細について検討してまいります。

以上が「小川駅西口地区第一種市街地再開発事業の進捗について」の内容となります。今後は東京都との協議や周辺住民への説明会、都市計画法に基づく公聴会、縦覧等を行っていく予定です。

本都市計画審議会におかれましては、平成30年度中の諮問案件となると予定しておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

説明は以上になります。ありがとうございました。

会 長 : ご苦労さまでした。

報告は終わりました。

ただいまの報告事項、「小川駅西口地区第一種市街地再開発事業の進捗について」、何かご質問がございましたらお願いいたします。

いかがですか。パワーポイントがありますし、今お手元にも資料があると思いますけれども。

特にございませんか。

(なし)

会 長 : ないようでございますので、「小川駅西口地区第一種市街地再開発事業の進捗について」の質疑を終了いたします。

続きまして、2件目の報告事項、「小川四番土地地区画整理事業について」、担当課より報告をお願いいたします。

担当課長 : それでは、「小川四番土地地区画整理事業について」でございます。こちらのほうについてはお手元の資料に基づいて説明をさせていただきます。

「小川四番土地地区画整理事業について」まず「1 事業の目的」でございます。

本事業は、相続等による農地の個別開発等に伴う無秩序な市街化を防止し、農・住・緑の調和の取れた計画的な宅地化と農地の保全を図るため、地元権利者による組合施行となる土地地区画整理事業を実施するものです。

この事業により、道路・公園等の公共施設が一体的に整備された健全な市街地を形成し、安全性、利便性の向上したまちづくりを推進してまいります。

次に「2 経緯」でございます。

小川四番地区につきましては、平成17年度から地元権利者による勉強会が立ち上げられ、土地地区画整理事業の研究や、その進め方について検討が行われてまいりました。

平成23年4月には、小川四番土地区画整理組合設立準備会が結成され、事業の実現に向けた本格的な活動が行われてきました。

現在、準備会では、平成29年度内の組合設立に向けて道路計画などについて関係機関との協議を進めている状況でございます。ここで道路や公園などの公共施設計画がおおむね固まってきましたことから、今後東京都へ組合設立認可申請に向けた事前協議申請を行っていく予定です。

また、組合設立後に地区計画と公園等の都市計画決定を行うため、事業計画等の作成とともに、その手続も行っていく予定です。今回は今後の都市計画決定に向けて、事前に本審議会において概要説明を行うものでございます。

次に、「3 事業の内容」でございます。

所在地は、小川町1丁目2285番地先で、下の位置図のとおりとなります。小川駅の南西に位置し、青梅街道と西武拝島線に挟まれた区域で、面積は約2.3ヘクタールでございます。権利者数は13名です。現在の主な公共施設は、認定外道路と用水路がございます。

計画（案）につきましては別紙をご覧くださいと存じます。

「小平市小川四番区画整理事業 設計図（案）」でございます。区域については、南側に青梅街道、北側は西武拝島線との境、西側は新東京自動教習所との境、東側は既に個人開発で整備されている箇所、境界には、市の赤道がありまして、その外側が境となります。道路計画につきましては、ほぼ全ての道路を6メートルの区画道路で計画しております。また、区域外の道路との接続につきましては、南側の青梅街道からと、北側の西武拝島線に西武鉄道が踏切を設置する方向で調整しておりますので、その踏切を通過して、さらに北側の市道への接続となります。

また、人や自転車が通れる通路といたしまして、図面の右側、区域東側に当たりますが、市の赤道との接続に当たり幅員3メートルの特殊道路を配置しており、図面の左側にある公園の西側にも既存の赤道等ネットワークを考慮し、幅員2メートルの特殊道路を配置しております。

公園緑地につきましては、西側教習所に接する箇所に第一公園。地区内の北東角に第二公園の2カ所を設けており、さらには区域北側、西武拝島線沿いに4メートルの緑地を、また区域東側の特殊道路の北側に2メートルの緑地を配置しております。

地区南側にある用水路につきましては、青梅街道からの接続道路の横断箇所についてはボックスカルバートの敷設による暗渠とし、

その他の用水路については、既存のまま活用できる方向で検討してまいります。

最後、前の資料の裏面をご覧ください。「4 今後の予定」でございいます。

区域の確定と道路計画のおおよその方針が整いましたので、今後の平成29年度につきましては、事業計画及び、定款を作成し、順調にまいりますと、年度内には組合の設立、仮換地指定までを行い、その後、地区計画等の都市計画決定を行う予定で考えております。また、その後、さらに順調に進んだ場合でございいますが、平成30年度に工事着手、そして公園等の都市計画決定、翌年の31年度に工事完了、平成32年度に換地処分、33年度に組合の解散となります。

なお道路計画等につきましては、あくまで現時点での基本的な方針でございいますので、今後の東京都などとの協議により変更する場合もございいます。

最後に、本審議会におきましては、平成29年度と平成30年度に諮問案件として、審議していただくことを予定しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございいます。

会 長 : ありがとうございます。

報告は終わりました。

ただいまの報告事項、「小川四番土地区画整理事業について」、何かご質問がございましたら、お受けいたしますが、いかがでしょうか。

〇〇委員。

委 員 : まだ事業計画はこれからつくられるんでしょうけれども、この事業計画案というのはどのくらいなんですか。

会 長 : 担当課長。

担当課長 : 事業計画案につきましては、29年度内の組合設立に向けて、定款とともにつくっていきますけれども、今現在の道路計画に基づいて、資金計画とこの道路計画を詳細に詰めたものをつくって、組合設立に向けて、申請をしていくという想定でおりますので、夏前くらいまでには申請していく予定で考えています。

以上でございいます。

会 長 : ほかにございませんか。

(なし)

会 長 : 報告事項でございいますので、ただいまの報告事項、「小川四番土地区画整理事業について」特にないようでございいますので、質疑を終

了いたします。

本日の議事は全て終了いたしました。

(閉会の辞)

会 長 : 以上をもちまして、第2回小平市都市計画審議会を終了いたします。長時間に当たりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(閉会)